

静かな空をもとめて2014年
12月3日**第2次
新横田基地
公害訴訟****号外**

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>**第6回口頭弁論 午後2時～午後2時30分**

本日の法廷では、準備書面(8)と(9)の陳述を行います。

- ・準備書面(8)は「危険への接近」論に対する反論
- ・準備書面(9)は、国が新たに作成した環境庁方式コンター、昼間騒音控除コンターに対する反論(概論)です。

これらは、今回までに国から提出された準備書面や証拠に対する反論です。

これ以外に、地上騒音に関する主張—準備書面(10)も提出します。

陳述者の紹介**① 小口明菜(おぐち あきな) 弁護士**

「横田基地の騒音被害があることを知りながら被害地域に住み始めたり、一旦被害地域から転居したのに戻ってきたりした住民は、被害救済を求める資格がない」という「危険への接近」論について、騒音被害を防止する義務があるのに、むしろ被害を放置したり拡大させている国が主張することがいかに不当なものであるかを陳述します。

② 河津 良亮(かわつ りょうすけ) 弁護士

国は、現在のW値(防衛施設庁方式)よりも低い値になる環境庁方式のW値や、昼間仕事や学校で被害地域の外に出掛けている住民用に、在宅時間(推定)だけの騒音を元にしたW値を計算して、W値の線引きを証拠として提出してきました。

こうした線引きは、被害との相関関係が実証されていない机上の計算に過ぎないもので、予算ばかり掛けて、被害を切り捨てようとする不当なものであることを陳述します。

弁護士会館にて報告集会 午後3時～3時40分

- ① 弁護団から陳述の報告(小口弁護士、河津弁護士)
- ② 裁判手続きの現状について(弁護団)
- ③ 支援者、支援団体からの挨拶
- ④ 傍聴者から質問等
- ⑤ 本日参加の支援者、支援団体紹介